

(注記)

1. 2009年6月、米国財務会計基準審議会は、米国財務会計基準審議会会計基準編纂書(以下、「会計基準編纂書」)105「一般に公正妥当と認められた会計原則」を公表しました。これに伴い、適用日以降の連結財務諸表では、旧会計規定ではなく、会計基準編纂書を参照することになります。当社は、2009年度第2四半期より会計基準編纂書105を適用しています。会計基準編纂書は、従前の一般に公正妥当と認められた会計原則を変更または代替するものではなく、会計基準編纂書105の適用による当社の四半期連結財務諸表への影響はありません。
2. 当社は、会計基準編纂書805「企業結合」(従来の名称は、米国財務会計基準審議会基準書第141号(2007年改訂)「企業結合」)および会計基準編纂書810「連結」(従来の名称は、米国財務会計基準審議会基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分」)を2009年度第1四半期より適用しております。会計基準編纂書805及び810は、企業結合により取得した識別可能な資産、負債、非支配持分およびのれんを「全面時価」により計上することを要求するとともに、非支配持分(2008年度までの名称は少数株主持分)を資本の項目として表示することを要求しており、少数株主との取引に関する会計処理および開示を変更しております。
これにより、2008年度まで連結貸借対照表の負債の部と資本の部の間に独立の項目として表示していた「少数株主持分」を、「非支配持分」として資本の部に含めており、その他の連結財務諸表についても表示を変更しております。会計基準編纂書810の表示に関する規定は遡及的に適用され、過年度の連結財務諸表を組替え再表示しております。
3. 2009年度第2四半期(累計)および2008年度第2四半期(累計)の当社株主に帰属する当期包括利益(は損失)は、それぞれ59,138百万円、122,745百万円となります。当社株主に帰属する当期包括利益には、「当社株主に帰属する当期純利益」に加えて、当社株主に帰属するその他の包括利益累積額の当期増減額が含まれております。
4. 継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。
5. 当社株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記
該当事項はありません。
6. 2009年度第2四半期末の連結子会社数は532社、持分法適用関連会社数は188社です。